

令和 7 年第 2 回  
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 錄

令和 7 年 10 月 30 日 開会  
令和 7 年 10 月 30 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

## 目 次

### ○招集告示

第6号（10月23日）

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	4
○広域連合長あいさつ	4
○議員の議席の指定	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○山梨県後期高齢者医療広域連合議会 議長の選挙について	5
○山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について	6
○同意第1号の上程、説明、採決	7
○報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○議決事件の条項、字句等の整理	24
○閉会	24
○会議録署名	26

## 令和7年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第6号

令和7年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年10月23日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 村上 信行

記

1 期 日 令和7年10月30日（木）午後2時35分～午後4時18分

2 場 所 山梨県自治会館 1階 講堂

### 【応招・不応招議員】

#### 応招議員（25名）

1番 金丸 三郎	2番 戸田 元	3番 奥秋 保
4番 萩原 弥香	5番 山田 政文	6番 金井 洋介
7番 三木 充	8番 神田 正人	9番 依田 那津希
10番 萩野 陽子	11番 内田 優弘	12番 相沢 俊行
13番 有泉 誠	14番 高尾 貫	15番 米山 久志
16番 山下 利彦	17番 望月 憲之	18番 小林 和良
19番 植竹 由美	20番 仲井 義晶	21番 安留 重雄
22番 田邊 宏哉	23番 高村 明成	24番 渡辺 正人
26番 中川 勇		

#### 不応招議員（2名）

25番 三浦 康夫 27番 守屋 旭

## 令和7年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和7年10月30日（木）午後2時00分開会

日程第1号 議員の議席の指定

日程第2号 会議録署名議員の指名

日程第3号 会期の決定

日程第4号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙について

日程第5号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について

日程第6号 同意第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求めるについて

日程第7号 報告第1号 令和7年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第8号 承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めるについて（山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第9号 承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めるについて（訴訟上の和解について）

日程第10号 認定第1号 令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第11号 認定第2号 令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12号 議案第11号 令和7年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

日程第13号 議案第12号 令和7年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1～日程第13まで議事日程に同じ

---

**出席議員（25名）**

1番 金丸 三郎	2番 戸田 元	3番 奥秋 保
4番 萩原 弥香	5番 山田 政文	6番 金井 洋介
7番 三木 充	8番 神田 正人	9番 依田 那津希
10番 萩野 陽子	11番 内田 倫弘	12番 相沢 俊行
13番 有泉 誠	14番 高尾 貫	15番 米山 久志
16番 山下 利彦	17番 望月 憲之	18番 小林 和良
19番 植竹 由美	20番 仲井 義晶	21番 安留 重雄
22番 田邊 宏哉	23番 高村 明成	24番 渡辺 正人
26番 中川 勇		

---

**欠席議員（2名）**

25番 三浦 康夫 27番 守屋 旭

---

**地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名**

広域連合長	村上 信行	代表監査委員	中澤 俊雄
事務局長	田中 康弘	事務局次長	庄子 昇
業務課長	萩原 正木	会計管理者	加藤 博文
保健事業担当リーダー	丹澤 大樹	資格管理担当リーダー	山下 慎介
給付担当リーダー	雨宮 幸司		

---

**事務局職員出席者**

書記長 深澤 克日 書記 西川 祥子 書記 三枝 誠

---

**【開 会】**

開会 午後2時35分

**●副議長（高村明成）**

副議長の高村でございます。

当広域連合の議長でございました韮崎市選出の木内吉英議員におかれましては、本年10月21日に辞職となっており、現在、議長が不在であります。このため、地方自治法 第106条第1項の規定により、議長が決定するまでの間、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまから、「令和7年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を開会いたします。

議員定数27人のうち、本日の出席議員は25人でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

---

### 【諸般の報告】

#### ●副議長（高村明成）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程に入ります前に、ご報告申し上げます。

25番 三浦康夫議員、27番 守屋旭議員、より欠席の届けがありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項及び199条第9項の規定に基づく、監査委員からの例月出納検査の報告は、お手元に配布のとおりでございます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下、関係職員の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### 【広域連合長あいさつ】

#### ●副議長（高村明成）

ここで、村上広域連合長から、発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

#### ●副議長（高村明成）

はい、村上広域連合長。

#### ○広域連合長（村上信行）

皆さま、こんにちは。

本年4月に山梨県後期高齢者医療広域連合の連合長に就任いたしました、上野原市長の村上信行でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

皆様方におかれましては前の会議に続き、更に時間を頂くことを大変ありがとうございます。

改めまして、本日は、「令和7年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公務ご多忙の中ご出席を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、平成20年4月より開始した後期高齢者医療制度も、本年で18年目を迎えましたが、この間、国におきましては、制度を将来にわたり持続できるよう令和4年10月からの2割負担の導入、本年8月からの高額療養費制度の見直し、そして令和8年度からの子ども・子育て支援金制度の導入など、さまざまな見直しが進められ、後期高齢者の皆さまのご負担は、今後ますます増加していくことが見込まれております。

このように、社会保障制度全体が変化する中、後期高齢者医療制度はその渦中にあることから、今後の国の動向を注視し、医療の適正化や保険事業の推進など、広域連合としての役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

こうした中、令和2年度より開始した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」につきましては、昨年度から全市町村に高齢者保健事業の一部を委託し、地域の実情に応じた取組を進めていただいております。

これからも、広域連合として連携し、市町村への支援を積極的に行ってまいります。なお、本年度は、令和8・9年度に適用される保険料の見直し、また新たな広域計画

の策定に向けた大切な年でもあります。

今後におきましても、被保険者の皆さまが安心して必要な医療が受けられ、健康で住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、市町村・関係機関との連携をさらに深め、適正かつ安定的な制度運営に努めていく所存でございますので、引き続き格別のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、令和6年度決算の認定や補正予算など、計8議案を提案させていただきます。何とぞ、十分にご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

---

#### 【議員の議席の指定】

##### ●副議長（高村明成）

それでは、日程第1「議員の議席の指定」を行います。

今年2月の定例会以降に選出されました6名の議員について、会議規則第4条第2項の規定により、4番 山梨市選出 萩原弥香議員、6番 荏崎市選出 金井洋介議員、13番 中央市選出 有泉誠議員、19番 昭和町選出 植竹由美議員、22番 忍野村選出 田邊宏哉議員、24番 鳴沢村選出 渡辺正人議員の議席を指定いたします。

---

#### 【会議録署名議員の指名】

##### ●副議長（高村明成）

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、10番 萩野陽子議員、24番 渡辺正人議員を指名いたします。

---

#### 【会期の決定】

##### ●副議長（高村明成）

次に、日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

##### ●副議長（高村明成）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

#### 【山梨県後期高齢者医療広域連合議会 議長の選挙について】

##### ●副議長（高村明成）

次に、日程第4「山梨県後期高齢者医療広域連合議会 議長の選挙について」を議題といたします。

選挙の方法については、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●副議長（高村明成）

異議なしと認めます。よって、議長の選挙は、指名推選といたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●副議長（高村明成）

異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することにいたしました。

それでは、指名いたします。山梨県後期高齢者医療広域連合議会議長に、三木充議員を指名いたします。

ただいま、指名いたしました三木充議員を、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●副議長（高村明成）

異議なしと認めます。

よって、三木充議員が、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議長に、当選いたしました。三木充議員が、議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、この場で当選を告知いたします。

ここで、当選されました、三木充議長より、あいさつを、お願ひいたします。

●議長（三木充）

ただいま、当選の告知をいただきました、南アルプス市の三木でございます。

このたびは、皆様方より、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議長にご推挙をいただきまして、誠にありがとうございます。後期高齢者医療制度の適正な運営がされるよう、議会の責務を十分認識し、公正で円滑な運営に万全を期したいと考えております。今後とも、皆様のご支援、ご協力を心よりお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

●副議長（高村明成）

ありがとうございました。

それでは、議長が決定しましたので交代をいたします。皆様におかれましては、議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

三木充議長、議長席にお願いいたします。

---

【山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

●議長（三木充）

それでは、会議を続けます。

次に、日程第5「山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第4条の規定により、議長において指名いたします。

5番 山田政文議員、8番 神田正人議員、10番 萩野陽子議員、19番 植竹由美議員、21番 安留重雄議員以上の5名を指名いたします。

お諮りいたします。今、名前を挙げた5名でご異議ございませんか。

## 『「異議なし」の声』

### ●議長（三木充）

ご異議ございませんので、よって、ただいま指名いたしました、山田政文議員、神田正人議員、荻野陽子議員、植竹由美議員、安留重雄議員の5名の皆様を議会運営委員会に選任することに、決定いたしました。

---

### 【日程第6 同意第1号】

### ●議長（三木充）

次に、日程第6、同意第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求めるについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

### ●議長（三木充）

村上広域連合長。

### ○広域連合長（村上信行）

同意第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合 副広域連合長の選任について同意を求めるについて」であります。

副広域連合長でありました、道志村長の長田富也氏の任期満了に伴い、新たに、身延町長の望月幹也氏を、副広域連合長に選任いたしたいので、同意をお願いするものでございます。尚、本日は、他の公務のため欠席となっておりますので、ご了承ください。以上で、同意第1号の説明を終わります。

### ●議長（三木充）

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

### ●議長（三木充）

ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

同意第1号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

『賛成者挙手』

### ●議長（三木充）

挙手全員であります。よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

---

### 【日程第7 報告第1号】

### ●議長（三木充）

次に、日程第7、報告第1号「令和7年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

### ●議長（三木充）

萩原業務課長。

○業務課長（萩原正木）

報告第1号「令和7年度後期高齢者医療広域連合 特別会計 繰越明許費 繰越計算書の報告について」、説明いたします。

議案集の3ページをお願いします。

本計算書は、令和6年度後期高齢者医療広域連合 特別会計 補正予算第2号において繰越明許費の議決があったものを、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を議会へ報告するものであります。

4、5ページをお願いします。

内容につきましては、1款「総務費」1項「総務管理費」の第三者行為求償事務は、第三者行為による損害賠償請求に係る弁護士費用であります、年度内での事業完了が困難であり、翌年度へ繰り越したものであります。繰越額は、33万9,000円であります。

以上で、報告第1号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

●議長（三木充）

事務局の説明が終わりました。

ただいまの報告について、質疑はございますか。

『「質疑なし」の声』

●議長（三木充）

質疑なしと認めます。

---

【日程第8 承認第1号】

次に、日程第8、承認第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて（山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（三木充）

庄子事務局次長。

○事務局次長（庄子昇）

それでは、承認第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて（山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」ご説明いたします。

議案集の6ページ、7ページをお願いいたします。

本件は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴い、所要の改正をしたものであります。当広域連合職員の勤務条件等の適正な運用を図るため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分の報告および承認を求めるものでございます。

8ページをお願いいたします。改正文にて、ご説明いたしますが、別冊資料の1ページから8ページにかけてございます、新旧対照表も併せて、ご確認をお願いいたします。

今回の改正は、国の制度改正を踏まえ、職員の勤務時間、休暇および育児休業制度

を整備するものであり、主な改正点は4点ございます。

1点目は、第13条第1項第3号にございます、「年次有給休暇の取扱い」であります。国家公務員や他の地方公共団体などで勤務していた者が、新たに当広域連合に採用された場合に、その在職期間や年次有給休暇の残日数を考慮できるよう、規定を整備いたします。

2点目は、第19条関係となります、妊娠・出産等に関する意向確認等であります。恐れ入りますが、9ページをお願いいたします。任命権者は、妊娠や出産に関する申出を行った職員や、3歳未満の子を養育する職員に対し、制度の周知や意向確認を行うことを義務付けるとともに、その職員が不利益を受けないよう配慮することを定めるものでございます。

次に3点目は、「育児休業等に関する条例」に関することとなります、10ページから11ページにかけて、お願いいたします。第10条から11条までとなりますが、部分休業制度の見直しであります。部分休業について、従来の「30分単位」に加え、「1時間単位」での取得を認めるなど、制度を多様化するとともに、非常勤職員の取扱いや給与の取扱いに関する規定を整備いたします。また、第11条に「部分休業の承認の取消事由」を新設するなど、関連規定を追加しております。続いて、12ページから13ページにかけて、お願いいたします。

最後に4点目といたしまして、第13条・第14条関係にございます勤務環境の整備であります。育児休業の取得が円滑に行われるよう、研修の実施や相談体制の整備など、勤務環境の整備に関する措置を講ずることを新たに規定しております。

なお、施行期日は本年10月1日からとしておりますが、一部については附則にございますとおり、公布の日から施行することとしております。

以上で、承認第1号の説明を終わります。

### ●議長（三木充）

以上で、事務局からの説明が終わりました。

ただいまから、承認第1号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

### ●議長（三木充）

18番小林和良議員。

#### ○小林和良議員

確認だけさせて頂きたいです。職員の皆様は各市町村から来られている方だと思うのですが、そうすると市町村との整合についてはどのようになっていますでしょうか。同じであればいいのですが、いかがでありますか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

### ●議長（三木充）

庄子事務局次長。

#### ○事務局次長（庄子昇）

お答えいたします。議員のご指摘の通り、我々職員は派遣元から派遣されております。原則的には派遣元のルールに従うものであります。今回の条例改正は、あくまでも広域連合の職員として勤務した場合における条例改正でありますので、職員が勤務しやすいように職場環境を整えるための条例改正になっております。

#### ○小林和良議員

お聞きしていることと少し差異があるので、もう一度お聞きしてよろしいでしょ

うか。整合性をお聞きしておりまして、職員が派遣されて来ているので、職員の派遣元を参考にする、ここに来た場合も広域連合の条例を参考にするっていうことは、差が無ければ問題はないのですが、差がある場合は整合をどうするかお聞きしております。

○事務局次長（庄子昇）

お答えいたします。こちらの広域連合の職員として勤務した場合の条例ということになりますので、派遣元のルールもありますが広域連合としての職場環境の改善に伴う改正でございますので、ここに勤務している職員のためのルール改善でございます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（三木充）

田中事務局長。

○事務局長（田中康弘）

今回の条例改正は勤務時間等の改正になりますので、私共の所へ申請していただいて、私どもの広域連合の中で子育ての関係等の申請に基づきまして条例に則ることになります。ただし市町村によっては乖離が出る場合がございます。これにつきましては私どもの所に派遣されている状況ですので、こちらのルールの中で対応させていただきたいと考えています。以上です。

○小林和良議員

確認をもう一度行いたいです。そうすると整合は取っていない、けれども派遣先のルールに準ずるということでよろしいですか。

○事務局次長（庄子昇）

お答えいたします。派遣元との整合性は取っておりません。あくまでも勤務している職員のために条例改正の専決処分を行なうことにしております。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（三木充）

15番米山久志議員。

○米山久志議員

すみません。はつきりしないのですけど、こちらの職員の身分というのはどのようになっているのでしょうか。広域連合職員という身分なのか、派遣された市町村の職員という身分なのか、そこをはつきりさせて頂きたいです。

○事務局次長（庄子昇）

お答えいたします。各市町村から派遣されている職員につきましては派遣元の市町村の職員となります。以上です。

○米山久志議員

今のお答えで派遣元の職員の対応と、こここの職員としての対応の整合性を先ほどから聞いていると思うのですが、それは、差は無いということですか。

○事務局長（田中康弘）

基本的に先ほど次長から説明があった通り勤務体系については、それぞれの市町村と広域連合で乖離はあるようです。ただし、勤務の時間については私どもの業務時間で休暇等を取っており、私どものルールに従って勤務時間等の変更については対応させて頂きたいということになります。以上です。

●議長（三木充）

米山議員、大丈夫でしょうか。

○米山久志議員

はい。

●議長（三木充）

その他、質疑はございますか。

『「質疑なし」の声』

●議長（三木充）

質疑を終結し、討論に入ります。

討論は、ございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（三木充）

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

承認第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて（山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

『賛成者挙手』

●議長（三木充）

挙手全員であります。

よって「承認第1号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

【日程第9 承認第2号】

●議長（三木充）

次に、日程第9、承認第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて（訴訟上の和解について）」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（三木充）

萩原業務課長。

○業務課長（萩原正木）

承認第2号「専決処分の報告、及び承認を求めるについて（訴訟上の和解について）」、説明いたします。

議案集の14、15ページをお願いします。

令和7年第1回定例会において議決された議案第6号「訴えの提起について」、地方自治法第179条第1項の規定により、訴訟上の和解をすることについて、専決処分としましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

これは令和7年9月26日に甲府地方裁判所で第4回口頭弁論が行われ裁判官から双方に対し和解案の提示がありました。その和解案の回答について令和7年10月6日までと裁判所から期日の指定があり、議会を招集する時間的余裕がないこと、そして提示された和解案の内容についても原告側として、これまで主張してきたこ

とに沿った内容であったことによるものでありました。

16、17ページをお願いします。

事件の要旨は、令和元年10月22日に、当広域連合の被保険者が、片側1車線の直線道路を横断中、相手方が運転する普通乗用自動車に衝突され、受傷し、救急搬送され、入院治療を受けたが、令和5年11月27日死亡するに至った。

その間、令和2年2月、広域連合は、山梨県国民健康保険団体連合会へ第三者行為求償事務を委任したが、当広域連合が要求する損害賠償金が保険会社から支払われず、解決に至らなかつたため、事故日から被害者が死亡に至るまでの保険給付費1,675万3,710円の支払いを求める訴訟を起こしました。

以下、裁判所からの和解の内容によりますが、被告らは原告に対し、連帶して2,425万円を支払う内容の和解をすることを勧告する。基本となる過失割合については、別冊判例タイムズ38号を参照し、被告80%：被害者20%と認められるのが相当である。修正要素として、(1)高齢者修正について、被害者は事故当時78歳であったことから、高齢者修正として、被告の過失割合を5%加重することとする。

(2)夜間修正について、事故が発生したのは、10月22日午後5時35分頃であったが、事故現場は付近のパチンコ店の外灯等により、歩行者の発見が容易な場所であったと確認でき、夜間修正を適用することは相当とはいえない。

(3)被告の過失について、本和解においては、被告の脇見運転による前方不注視により、被告の過失割合を5%の限度で加重することとする。

本件における過失割合については、基本となる過失割合に、被害者に有利に10%の修正を加え、被告90%：被害者10%と認められるのが相当である。

結論として、被告らは原告に対し、山梨県後期高齢者医療広域連合が、本件事故に關して、被害者に給付した治療費2,675万3,710円に、上記過失割合を適用した2,407万8,339円、及びこれに対する遅延損害金について支払義務を負うところ、本件においては、2,407万8,339円に、調整金として17万1,661円を加えた2,425万円を被告らが原告に連帶して支払うことを内容とする和解を勧告する。

18ページをお願いします。

和解理由は、本事件は、甲府地方裁判所から和解案が提示されたこと、和解案の内容については、事故日から被害者が死亡に至るまでの保険給付費が損害賠償請求額として認められたこと、横断歩道のない場所での道路横断という点で、被害者にも過失が認められる一方で、加害者の脇見運転による過失が認められたこと。

また、事故当時は夜間であったが周囲の外灯により事故現場は明るかったことが認められ、過失割合が被告90%：被害者10%として認められたこと。

さらに、遅延損害金及び訴訟費用として、請求していた金額の一部が調整金として認められ、原告側として、これまで主張してきたことに沿った内容であることを踏まえ、和解しようとするものであります。

以上が、承認第2号の専決処分を行った「訴訟上の和解について」であります。  
よろしくお願いいたします。

●議長（三木充）

以上で、事務局からの説明が終わりました。

ただいまから、承認第2号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（三木充）

質疑を終結し、討論に入ります。

討論は、ございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（三木充）

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

承認第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて（訴訟上の和解について）」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

『賛成者挙手』

●議長（三木充）

挙手全員であります。

よって「承認第2号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

【日程第10 認定第1号】

●議長（三木充）

次に、日程第10、認定第1号「令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

審議に先立ち、監査委員から、認定第1号、及び第2号についての、決算審査結果について、意見書の報告を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（三木充）

はい、中澤俊雄代表監査委員。

○代表監査委員（中澤俊雄）

代表監査委員の中澤でございます。

令和6年度決算審査の結果について報告をいたします。

審査は、本年8月18日午後1時30分より、内田監査委員と共に、広域連合事務室において行いました。審査にあたっては、地方自治法第233条第2項の規定により、広域連合長から提出されました、歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び、財産に関する調書が、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数に誤りがないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼をおき、関係諸帳簿及び諸書類と照合しながら実施したところでございます。審査に付された歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であると認められました。また、予算は適切かつ効率的に執行されているものと認められました。

お手元の『別冊資料』79ページの決算審査意見書をご覧ください。

意見としましては、次のとおり提出をいたしました。一般会計及び後期高齢者医療特別会計の事務費については、その多くが市町村からの負担金によるものであり、市町村の負担軽減を図る意味でも、引き続き経常経費の節減に取り組まれたい。令和6年度の保険料については、団塊世代の加入による被保険者数の増加や保険料率の大幅な増額改定により、前年度に比べ収納額は大きく増加したところだが、収納率の低下によって収入未済額も大幅に増加している。こうしたことから本年5月に策定し

た保険料収納対策実施計画に基づき、各市町村と連携した収納対策に一層努められたい。

令和6年度の医療費等の状況について、前年度との比較では被保険者数が3.04%増加し、1人当たりの保険給付費も0.5%増加したことにより、全体の保険給付費は約40億円増加している。1人当たりの保険給付費は医療の高度化や生活習慣病の増加により年々増えていることから、医療保険制度の安定的な運営を維持していくために健康寿命の延伸に向けた取り組みを推進し、いかに1人当たりの医療費を削減できるかが重要な課題となっている。このような中、高齢者の健康増進を目標とした国で推進している「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を、山梨県では令和6年度より全27市町村で事業を開始していることから、今後は高齢者1人ひとりに対し、フレイル等の心身の多様な課題に対応した、よりきめ細やかな保健事業を行うなど、市町村と連携を図りながら取り組みを推進していくことに努められたい。

令和6年度は保険料率の見直しが実施され、収納額は大幅な増加となったが保険給付費も増加したことにより、今後は一層の適切な財政運用が求められ、安定的かつ持続的な制度運営を行うことが必要である。

引き続き、被保険者が安心して適切な医療を受けられるよう、社会情勢や保険給付費の動向を注視する中で、後期高齢者に対する適切な医療給付を行うとともに、国や県、市町村との連携を深め、適正かつ効率的な財産運用に一層努力されたい。

以上の意見を提出いたしました。

●議長（三木充）

監査委員から監査結果の報告が終わりました。

引き続き、認定第1号「令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」、事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（三木充）

庄子事務局次長。

○事務局次長（庄子昇）

それでは、認定第1号「令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定」について、ご説明いたします。

別冊資料の18ページ、19ページにございます

「令和6年度 一般会計歳入決算事項別明細書 岁入」をご覧ください。はじめに、歳入についてですが、調定額、収入済額とも同額となっておりますので、収入済額で、ご説明いたします。

1款「分担金及び負担金」1項「負担金」1目「市町村負担金」は、5億6,582万5,089円であります。内容といたしましては、事務費 共通経費負担金として、構成27市町村から5億6,400万円、広域連合専用のシステム端末の追加設備分として12市町村から182万5,089円を納入していただいたものであります。

2款「財産収入」1項「財産運用収入」1目「利子及び配当金」10万8,570円は、財政調整基金の利息分であります。

3款「繰入金」1項「基金繰入金」1目「財政調整基金繰入金」9,431万9,000円は、財政調整基金を取り崩し、一般会計への繰入金となります。

4款「繰越金」1項「繰越金」1目「繰越金」6,526万5,492円は、前年度からの繰越金であります。

5款「諸収入」1項「預金利子」1目「預金利子」29万9,163円は、普通および定期預金の利子となります。また、2項「雑入」1目「雑入」21円は、決済用の普通預金による利子となります。

20ページ、21ページをご覧ください。

歳入合計は、予算現額7億2,552万3,000円に対しまして、調定額・収入済額ともに、7億2,581万7,335円となっております。

以上が、事項別明細書による歳入決算の詳細となります。

次に、22ページ、23ページの「令和6年度 一般会計歳出決算事項別明細書歳出」をご覧ください。

歳出につきましては、支出済額でご説明いたします。なお、右側に目ごと・事業別に分けて記載しております備考欄をご覧ください。

1款「議会費」1項「議会費」1目「議会費」は、100万5,786円となっております。主な支出といたしましては、議員27名の報酬及び費用弁償であります。

次に、2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」の支出は、1億7,279万1,622円となっております。「01一般管理事務」事業は、広域連合の職員の給与負担金や事務的経費となります。1億4,920万7,291円を支出しております。主な支出といたしましては、3節「職員手当等」400万1,294円は、派遣職員の通勤手当や時間外勤務手当、管理職手当であります。また、13節「使用料及び賃借料」123万9,683円は、会議室等借上料、コピー機等の機器レンタル料として、その下、18節「負担金、補助及び交付金」1億4,317万1,518円につきましては、派遣職員20名分の給与等負担金となります。

続きまして、「02文書管理事務」事業は、情報公開・個人情報保護審査会及び文書管理に要する経費であり、102万5,954円を支出しております。恐れ入りますが、24ページと25ページをお願いいたします。また、右側の備考欄をご覧ください。主な支出としましては、12節「委託料」87万6,700円は、例規システムの保守業務委託費用であります。

続きまして、「03財務管理事務」事業につきましては、財務会計及び公会計システム運用に要する経費であり、196万5,900円を支出しております。主な支出としましては、18節「負担金、補助及び交付金」156万円は、構成市町村との共同利用による財務会計システム負担金であります。

続きまして、「04財産管理事務」事業は、広域連合の施設や公用車の財産管理に要する経費であり、772万1,157円を支出しております。主な支出としましては、10節「需用費」114万9,721円は、公用車2台の燃料代、事務所の電気料であります。また、13節「使用料及び賃借料」603万6,270円は、自治会館事務室借上料、並びに公用車借上料などであります。

続きまして、「05情報管理事務」事業につきましては、広域連合の内部情報系システムに要する経費であり、1,287万1,320円を支出しております。主な支出としましては、12節「委託料」316万8,000円は、内部情報システム保守業務委託費用であります。また、13節「使用料及び賃借料」970万3,320円は、内部情報系パソコン及びサーバーのリース料などであります。

2款「総務費」1項「総務管理費」2目「公平委員会費」につきましては、予算計上しておりましたが、委員会の不開催により、執行しておりません。

恐れ入りますが、26ページと27ページをお願いいたします。また、2項「選挙費」1目「選挙管理委員会費」につきましても、予算計上しておりましたが、委員会の不開催により、執行しておりません。

2款「総務費」3項「監査委員費」1目「監査委員費」28万2,214円を支出しております、監査委員2名分の報酬および費用弁償であります。

3款「民生費」1項「社会福祉費」1目「老人福祉費」4億5,229万4,181円を支出しております。こちらは、標準システムの保守及びリース料、国保連合会への療養費審査支払手数料や被保険者への医療費通知の通信費など、構成市町村が共通で負担する経費や一部自治体が追加分として負担する標準システム分を特別会計へ繰出しております。

4款「諸支出金」1項「基金費」1目「財政調整基金費」6,537万3,570円となっており、財政調整基金への積立金であります。

5款「予備費」1項「予備費」1目「予備費」については、予算計上しておりますが、突発的な支出に対応することがなかったため、執行しておりません。歳出合計は、予算現額7億2,552万3,000円に対し、支出済額6億9,174万7,373円、よって、不用額3,377万5,627円であります。

以上が、事項別明細書による歳出決算のご説明となります。

引き続き、一般会計の「実質収支に関する調書」となりますが、30ページをご覧ください。歳入総額7億2,581万7,335円、歳出総額6億9,174万7,373円、よって歳入歳出 差引額3,406万9,962円であり、実質収支額は、3,406万9,962円となっております。

以上が、令和6年度「山梨県後期高齢者医療広域連合」一般会計 岁入・歳出 決算の内容であります。引き続き、67ページをご覧ください。「令和6年度財産に関する調書」のご説明をさせていただきます。内容は、68ページから69ページにございますので、お願ひいたします。

はじめに、1の公有財産につきましては、該当はございません。続いて、2の物品につきましては、前年度に引き続き、「レセプト保管用 平行移動書庫一式」となっております。続いて、3の債権はございません。また、4の基金につきましては、(1) 山梨県後期高齢者医療広域連合 財政調整基金は、前年度末現在高1億782万9,327円、決算年度中増減高は、2,894万5,430円の減、よって決算年度末現在高は、7,888万3,897円となっております。

続いて、(2) 山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療給付基金は、前年度末現在高8,043円、決算年度中増減高は、1,279万4,346円の増、よって決算年度末現在高は、1,280万2,389円となっております。

続いて、(3) 山梨県後期高齢者医療広域連合 保健事業等支援基金は、前年度末現在高1億8,359万5,352円、決算年度中増減高は、13万8,430円の増、よって決算年度末現在高、1億8,373万3,782円となっております。

以上が、「令和6年度財産に関する調書」であります。

以上で、認定第1号の説明を終わります。

## ●議長（三木充）

事務局の説明が終わりました。

ただいまから、認定第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（三木充）

質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（三木充）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。認定第1号「令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに、賛成の議員の挙手を求めます。

『賛成者挙手』

●議長（三木充）

はい、挙手全員であります。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定されました。

---

【日程第11 認定第2号】

●議長（三木充）

次に、日程第11 認定第2号「令和6年度 山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療 特別会計 岁入歳出決算の認定について」を議題といたします。  
事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（三木充）

はい、萩原業務課長。

○業務課長（萩原正木）

認定第2号「令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計の決算について」、説明いたします。特別会計は、医療の給付に関する収支が主なものとなります。議案集では、20ページになりますが、説明は別冊資料の歳入歳出決算書で行います。

決算書の31ページからが、特別会計になりますが、始めに34、35ページの歳入合計をご覧ください。予算現額1,207億1,393万9,000円、調定額1,202億3,591万6,003円、収入済額1,202億1,678万6,063円、不納欠損額0円、収入未済額1,912万9,940円となっております。収入済額は、前年度に比べ 61億2,669万5,930円、率にして5.4%増加しております。

次に、36、37ページ下段の歳出合計をお願いします。予算現額1,207億1,393万9,000円、支出済額1,175億3,393万4,427円、翌年度繰越額33万9,000円、不用額31億7,966万5,573円となっております。支出済額は、前年度に比べ、47億3,909万6,392円、率にして4.2%増加しております。

次に、詳細につきまして、39ページ以降の事項別明細書で説明いたしますが、1,000億円以上という予算規模のため、すべての項目について、説明する時間がありませんので、歳入につきましては、節において、収入済額が1億円を超える項目を主

に説明いたします。なお、40ページから47ページ中段までの1款から9款までは、調定額と収入済額が同額になっておりますので、収入済額のみで説明いたします。また、備考欄に節の主な内容等を記載しておりますので、ご参照ください。

40、41ページをお願いします。1款「市町村支出金」1項「市町村負担金」は、保険料、療養給付費、保険基盤安定に係る市町村の負担金であります。1目・1節「保険料等負担金」120億9,054万820円は、各市町村で収納した保険料相当額であります。2目「療養給付費負担金」1節「現年度分」89億7,178万9,031円は、療養給付費の1/12分にあたる市町村が負担すべき定率負担分であります。3目・1節「保険基盤安定負担金」27億8,632万4,705円は、保険料の均等割軽減の財源であり、内訳は、県3/4分の20億8,974万3,518円、市町村の1/4分の6億9,658万1,187円であります。

2款「国庫支出金」は、主に医療の給付に係る国の負担金と補助金であります。1項「国庫負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」276億2,185万1,113円は、国が負担すべき定率負担分で、療養給付費の3/12分に相当する額になります。2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」6億7,023万8,782円は、高額な医療費の発生による広域連合の負担を軽減するため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち、保険料と調整交付金に係る部分の1/4分を国が負担するものであります。2項「国庫補助金」1目・1節「調整交付金」102億191万4,000円は、各広域連合間の財政力不均衡を調整するもので、医療給付費の概ね1/12分が交付されます。普通調整交付金が99億2,944万4,000円、特別調整交付金が2億7,247万円となっております。

42、43ページをお願いします。3款「県支出金」は、主に医療の給付に係る県の負担金と補助金であります。1項「県負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」89億5,467万1,236円は、県が負担すべき定率負担分で、療養給付費の1/12分に相当する額になります。2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」6億7,023万8,782円は、高額な医療費の発生による広域連合の負担を軽減するため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち、保険料と調整交付金に係る部分の1/4分を国と同様に県が負担するものであります。

44、45ページをお願いします。4款「支払基金交付金」は、現役世代からの支援金で、給付費用の4/10相当額にあたります。1項「支払基金交付金」1目「後期高齢者交付金」1節「現年度分」461億8,047万6,000円は、全国の各医療保険者から集めた現役世代負担分を各都道府県の医療費に基づき、支払基金が広域連合に交付するものであります。

7款「繰入金」は、1項・1目「一般会計繰入金」1節「事務費繰入金」4億5,229万4,181円は、市町村からの事務経費の負担金になります。一旦、一般会計で受け入れたものを、特別会計へ繰り出しております。

46、47ページをお願いします。8款「繰越金」1項・1目・1節、12億9,525万2,098円は、令和5年度からの繰越金であります。

10款「諸収入」は、延滞金、預金利子、雑入になります。48、49ページにまたがりますが、3項「雑入」1目「第三者納付金」は、交通事故等の第三者行為に係る医療費について、加害者からの納付金になります。1節「現年度分」は、調定額1億5,308万3,847円に対し、収入済額1億5,308万3,847円となっております。

続きまして、歳出になります。

50、51ページをお願いします。

歳出につきましても、節において支出済額が1億円を超える項目を主に説明いたします。備考欄に節の主な支出項目を記載しておりますので、ご参照ください。

1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」は、運営に係る事務経費であり、主なものは、12節「委託料」2億8,998万5,424円であります。52、53ページをお願いします。備考欄「8.標準システム等電算事務の委託料」1億1,298万7,050円、および「10.国保連合会委託事務の委託料」1億3,394万1,148円が主なものであります。

2款「保険給付費」は、被保険者に対する医療費等の給付費用になります。歳出全体の98.01%を占めており、審査支払手数料以外は、18節「負担金補助、及び交付金」になります。54、55ページをお願いします。1項「療養諸費」1目「療養給付費」1,055億5,629万3,271円は入院、外来、歯科等の給付費であります。2目「訪問看護療養費」は、10億9,984万4,380円であります。5目「審査支払手数料」11節「役務費」3億1,479万8,489円は、国保連合会に委託している審査支払に係る手数料であります。6目「療養費」9億8,826万8,437円は、補装具、柔道整復等の給付費であります。2項「高額療養諸費」1目「高額療養費」66億9,265万4,446円は、医療費の自己負担額が、所得に応じて定められた、自己負担限度額を超えたものについて、給付するものであります。2目「高額介護合算療養費」1億686万780円は、後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方に支払っている一部負担金分の1年間の合計額が一定の負担額を超えたものについて、給付するものであります。

56、57ページをお願いします。3項「その他医療給付費」1目「葬祭費」4億3,900万円は、被保険者の死亡に対し、葬祭を行う者に葬祭費として5万円を給付するものであります。

58、59ページをお願いします。6款「保健事業費」は、被保険者に対する保健事業の費用になります。1項「健康保持増進事業費」1目「健康診査費」18節「負担金補助、及び交付金」1億3,085万8,000円は、市町村が実施した健康診査事業・歯科健診事業の補助金になります。2目「その他健康保持増進費」12節「委託料」1億577万9,439円は、主に高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業や生活習慣病重症化予防受診勧奨事業など、当広域連合が実施した保健事業であります。

60、61ページにまたがりますが、8款「公債費」1項・1目「県財政安定化基金償還金」22節「償還金、利子及び割引料」1億3,500万円は、令和6年度に県が保有する山梨県後期高齢者医療財政安定化基金8億円を借り得たものを償還し令和6年度末借入残高は6億6,500万円になります。

9款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」は、保険料の還付金、及び国・県等への償還金であり、2目「償還金」22節「償還金、利子及び割引料」12億8,135万1,753円は、令和5年度の療養給付費等の精算に伴う返還金で、国庫支出金分が8億3,964万9,477円、県支出金分が1億6,645万2,380円、支払基金分が2億7,524万9,896円となっております。

最後に、66ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額1,202億1,678万6,063円から歳出総額1,175億3,393万4,427円の差引額

26億8,285万1,636円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額33万9,000円、実質収支額26億8,251万2,636円になります。

以上で、認定第2号の説明となります。よろしくお願ひいたします。

●議長（三木充）

事務局の説明が終わりました。

これより認定第2号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（三木充）

1番金丸三郎委員。

○金丸三郎議員

まず、決算ということでご苦労様でした。今皆さんお聞きになっていて、恐らく皆さんのどこの市町村の一般会計予算、あるいは特別会計予算よりも遙かに大きな金額といったことは、ご理解していると思います。例えば甲府市では昨年度の一般会計は870億円くらい、特別会計が850億円くらいでして、これを遙かに上回る特別会計のお金となります。だから皆さん、聞いていて想像もつかないような金額が、この広域連合にはあるわけです。そこで、私はせっかくいい機会なので皆さんと共有したいことが1つありますと、この後期高齢者医療保険制度が2008年の平成20年から始まって、どうして今日まで上手くいき、とりあえず決算ができているかというと、先ほど説明がありましたように4/10の後期高齢者交付金というのが、支払基金等からきているからです。つまり単独では、この保険は、はっきり言って成り立たない保険になります。それは皆さん、ご理解していただいておりますよね。つまりどういうことかといいますと、この制度自体をずっと続けていくことは、他所の保険者ならとっくに破綻しているということです。皆様がよくご存じのとおり、社会保障費というのは毎年のように1兆円ずつ上がり、僕の記憶が間違えなければ40兆円を超えています。1兆2兆3兆円とあたりまえのようになっていて、いったいいつまでこの制度を国は維持するのだろうと、私は非常に強い危機感を持っています。これに対して、国民健康保険は皆さんの市町村で行っていると思うのですが、私甲府で15年会長を行なっています。こちらはどんどん内容が良くなっていて、これは75歳を超したら皆、この後期高齢者になるからで、去年と比べて24億円黒字になっている状況です。だから事務局の皆さんは確かに努力して行っているのだけど、一体いつまで続けられると思っているのか、あるいは局長に聞きたいのは数字的には間違っていないと思うのですが、どういう風に考えているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（三木充）

田中事務局長。

○事務局長（田中康弘）

ただいま、ご指摘がありましたように社会保障関係費が伸びている中で、特に後期高齢者医療制度が非常に伸びており決算でも既に1,200億円と莫大な決算となつておらず、非常に後期高齢者医療制度は厳しい時代になってきていることもあります。特に、その一つの要因として一人当たりの給付費が高度化等によりまして年々増加している状況の中で、今、議員さんの方でご指摘があった通り若者世代の負担で制度が成り立っているところもあります。今回の保険料を算定する中で給付の関係や被保険者の増加といったところを見ながら、保険料の算定をしているのですが中々今

後も制度が厳しいといった状況で決して良くはならないということはあると思います。なので、私共は、まず医療費の適正化、健康寿命の延伸といった所に力を入れながら、出来る限り医療費の抑制といったところに努めていきたいと考えています。また第三者求償といった、取れるところはしっかりと取ることで私共はしっかりと動き、医療費の適正化、抑制に向けて今後も対応していきたいと考えております。以上です。

○金丸三郎議員

今のような答弁しかできないと私も理解しています。個人的なことを言えば私の会社は国民健康保険連合会と社会保険支払基金の2か所と一部の保険会社としか関わり合いが無くてもよくわかるのですが、こんなこと国は本当にいつまで続けるのだろうかというのが単純な疑問です。そこで、せっかく47都道府県ごとに広域連合があるわけなので、山梨県後期高齢者医療広域連合として国に対してできれば管理者の皆様方から「こんなこといつまで続けるのか」といった意見書を、私はぜひ事務局が考え出していただきたいと思っています。恐らく国議員の方も数字は言えると思いますが、実際に苦労する市町村のことを考えないと破綻し、現実には私は他の保険者から強引にお金を集めてくる時点で破綻していると思っています。ぜひその辺について、決算の内容には問題ないと思っているのですが考えてもらいたいと思います。

答弁はいりません。

●議長（三木充）

その他、質疑はございますか。

『「質疑なし」の声』

●議長（三木充）

質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（三木充）

討論なしと認めます。

よって、討論を集結し、採決いたします。

お諮りいたします。認定第2号「令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに、賛成の議員の挙手を求めます。

『賛成者挙手』

●議長（三木充）

挙手全員でございます。

よって、認定第2号は、原案のとおり認定されました。

---

【日程第12 議案第11号】

●議長（三木充）

次に、日程第12 議案第11号「令和7年度 山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（三木充）

はい、庄子事務局次長。

## ○事務局次長（庄子昇）

それでは、議案第11号「令和7年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について」、ご説明いたします。議案集の21ページをお願いいたします。令和7年度山梨県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ3,406万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,054万8,000円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

はじめに、歳入補正についてご説明いたします。恐れ入りますが、別冊資料の114ページ、115ページにかけてございます「2歳入」をご覧ください。

4款「繰越金」1項「繰越金」1目「繰越金」補正前の額1,000円、補正額3,406万9,000円を増額し、計3,407万円とするものであります。これは、令和6年度の決算による剰余金3,406万9,000円を繰越金として、予算に反映するものであります。歳入合計 補正前の額5億9,647万9,000円、補正額3,406万9,000円、計6億3,054万8,000円となります。

次に、歳出補正について、ご説明いたしますので、116ページから117ページにかけてございます、「3歳出」をご覧ください。4款「諸支出金」1項「基金費」1目「財政調整基金費」補正前の額5万1,000円、補正額3,406万9,000円、計3,412万円とするものであります。

これは、令和6年度の決算による剰余金3,406万9,000円を財政調整基金に積み立てるものであります。歳出合計 補正前の額5億9,647万9,000円、補正額3,406万9,000円、計6億3,054万8,000円となります。

以上で、議案第11号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

### ●議長（三木充）

事務局の説明が、終わりました。

これより、議案第11号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「質疑なし」の声』

### ●議長（三木充）

質疑なしと認めます。

よって、質疑を集結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

### ●議長（三木充）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号「令和7年度 山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計 補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の举手を求めます。

『賛成者举手』

### ●議長（三木充）

举手全員でございます。

よって、議案第11号は、原案のとおり認定されました。

---

### 【日程第13 議案第12号】

#### ●議長（三木充）

次に、日程第13 議案第12号「令和7年度 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

#### ●議長（三木充）

萩原業務課長。

#### ○業務課長（萩原正木）

議案第12号「令和7年度 山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」、説明いたします。

議案集の27ページをお願いします。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ27億4,302万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,244億8,237万2,000円とするものであります。なお、詳細につきましては、別冊資料で説明いたします。

別冊資料の124、125ページをお願いします。歳入について、説明いたします。

2款「国庫支出金」1項「国庫負担金」2目「高額医療費負担金」2節「過年度分」919万7,000円は、高額医療費負担金の前年度精算による追加交付分になります。2項「国庫補助金」1目・1節「調整交付金」2,500万円は、資格確認書の発行に係るかかり増し分の郵送料に対する特別調整交付金になります。

3款「県支出金」1項「県負担金」1目「療養給付費負担金」2節「過年度分」1,711万7,000円は、療養給付費負担金の前年度精算による追加交付分になります。2目「高額医療費負担金」2節「過年度分」919万7,000円は、高額医療費負担金の前年度精算による追加交付分になります。

8款・1項・1目・1節「繰越金」26億8,251万4,000円は、令和6年度決算剰余金の確定によるものであります。

126、127ページをお願いします。次に、歳出について、説明いたします。

1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」18節「負担金、補助及び交付金」2,500万円は、資格確認書の発行に係るかかり増し分の郵送料に対する市町村への補助金になります。

7款・1項「基金積立金」1目「後期高齢者医療給付基金積立金」24節「積立金」15億2,331万8,000円は、後期高齢者医療の財政の適正かつ健全な運営に資するため、決算剰余金を後期高齢者医療給付基金へ積み立てるものであります。2目「保健事業等支援基金積立金」24節「積立金」2億2,757万8,000円は、保健事業等に要する経費に充てるため、保健事業等支援基金へ積み立てるものであります。

9款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」2目「償還金」22節「償還金、利子及び割引料」9億6,712万9,000円は、令和6年度医療給付費国庫負担金、特別調整交付金等、国、県、支払基金の前年度精算による超過額に対する返還金であります。

以上で、議案第12号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

●議長（三木充）

以上で、事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第12号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（三木充）

質疑なしと認めます。

よって、質疑を集結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（三木充）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号「令和7年度 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり認定することに、賛成の議員の挙手を求めます。

『賛成者挙手』

●議長（三木充）

挙手全員でございます。

よって、議案第12号は、原案のとおり認定されました。

---

【条項、字句等の整理】

●議長（三木充）

これをもちまして、本定例会に付されました議案の審査は、すべて終了いたしました。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

お諮りいたします。

これに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声あり』

●議長（三木充）

異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

---

【閉会】

●議長（三木充）

ここで、閉会にあたり一言申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会は、議員各位並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。

心より感謝申し上げます。

以上をもちまして、「令和7年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を閉会といたします。大変ご苦労様でした。

閉会 午後4時18分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議会議長 三木 充

署名議員 荻野陽子

署名議員 渡辺正人